

未承認新規医薬品評価委員会で承認された治療法

当院の未承認新規医薬品評価委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	ノバミン筋注の静脈内投与
対象者	注射薬での制吐薬投与を必要とする患者
承認日	2026年1月30日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【適応外となる使用方法】 添付文書で用法として筋肉内注射と記載されているノバミン筋注の静脈内投与</p> <p>【適応外使用する理由・根拠】 国内外のガイドラインには、ノバミン（プロクロルペラジン）を静脈内投与することで吐き気の改善に効果があると記載されており、筋肉内注射は痛みを伴うだけでなく注射部位での筋肉の拘縮や稀に神経損傷のリスクもあるため、国内の多くの医療機関で本剤を静脈内投与しているという現状がある。</p> <p>【禁忌】 以下の患者には投与しないこと（筋肉内投与の場合の禁忌と同じ） ①昏睡状態、循環虚脱状態にある患者（これらの状態を悪化させるおそれがある） ②バルビツール酸誘導体・麻酔剤等の中枢神経抑制剤の強い影響下にある患者（中枢神経抑制剤の作用を延長し増強させる） ③アドレナリンを投与中の患者（アドレナリンをアナフィラキシーの救急治療、又は歯科領域における浸潤麻酔もしくは伝達麻酔に使用する場合を除く） ④フェノチアジン系化合物及びその類似化合物に対し過敏症の患者</p> <p>【想定される不利益と対策】 静脈内投与は、筋肉内注射よりも投与後の血中濃度が急激に上昇しやすいと言われており、副作用が出現する可能性が高くなるかもしれない。そのため静脈内投与の際はワンショットではなく原則として点滴静注や持続静注で投与するが、もしも副作用が出現した場合には投与を中止し、症状に応じて治療を行います。</p>
お問い合わせ先	伊勢赤十字病院 事務部 診療支援課 〒516-8512 三重県伊勢市船江1丁目471番2 代表 0596-28-2171（代）

以上